

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 16 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁 } 御中

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係るポスターの送付について

平素より消防行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 67 号）が令和元年 12 月 20 日に公布され、令和元年 7 月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

今般、令和 2 年 2 月 1 日の施行に向け、本省令改正の内容について広報啓発を行うため、ガソリンを容器で購入する顧客向けの掲示用ポスターを作成し、貴都道府県（東京消防庁を含む。）へ郵送いたしました（令和 2 年 1 月下旬に到着予定）。また、本ポスターは、消防本部ごとに、各管轄内の営業用給油取扱所の枚数（余剰分を含む。）を梱包しております。

貴都道府県におかれましては、ポスターの到着後、貴管内の消防本部に配布してくださいますようお願いいたします。また、貴都道府県内の消防本部を通じ、ポスターを各管轄の営業用給油取扱所に配布いただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を御周知いただきますようお願いいたします。

このことについては、別紙のとおり、各関係事業者団体に対しても周知しております。

（問い合わせ先）  
消防庁危険物保安室  
担当：竹本、羽田野、黒川  
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

別紙

事 務 連 絡  
令 和 2 年 1 月 16 日

石 油 連 盟 }  
全国石油商業組合連合会 } 御中  
全国農業協同組合連合会 }

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係るポスターの送付について

平素より消防行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が令和元年12月20日に公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

今般、令和2年2月1日の施行に向け、本省令改正の内容についてガソリンを容器で購入する顧客向けの掲示用ポスターを作成しました。

本ポスターについては、各都道府県及び各消防本部を通じて配布いたしますので、給油取扱所事業者における広報啓発に御活用ください。配布時期につきましては、令和2年1月下旬以降に順次行う予定であります。

なお、貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を御周知いただきますようお願いいたします。

このことについては、別紙のとおり、各都道府県等に対しても周知しておりますことを申し添えます。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野、黒川

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534